

放棄した債権の報告について

1 報告件名

高齢者シェルター入所費用負担金及び成年後見申立費用自己負担金の債権
放棄について

2 債権の額（債務者は同一）

- (1) 高齢者シェルター入所費用負担金 ￥71,420—
- (2) 成年後見申立費用自己負担金 ￥126,906—

3 債権の内容等

- (1) 高齢者シェルター入所費用負担金 71,420円

- ①シェルター（高齢者施設）

令和5年7月28日から同年8月10日まで（14日間）

20,580円（食費1日分@650円+施設利用料1日@820円）×14日

- ②シェルター（医療機関）

令和5年9月15日から同年11月15日まで（62日間）

50,840円 施設利用料1日@820円×62日

- (2) 成年後見申立費用自己負担金 126,906円

（内訳）後見開始申立手数料 800円・後見開始登記手数料 2,600円

後見開始申立送達・送付費用 3,170円・鑑定費用 120,000円

保全処分申立 送達・送付費用 336円

4 債権の回収に係る経緯

(1) 債務者の状況

債務者本人は、認知症により判断能力が低下しており、金銭管理が困難であった。区長申立により、令和5年10月30日に成年後見開始の審判がされ、二週間後に後見人が確定したが、その後まもなく本人が死亡した（死亡日：令和5年11月19日）

(2) 相続人の状況

債務者本人の父母及び配偶者は、債務者本人の死亡以前に死亡しており、直系親族は、長女のみである。債務者本人の兄弟姉妹は、兄四人であるが、全員が、債務者本人の死亡以前に死亡している。長兄、次兄、三兄には子供がなく、四兄に子供が一人いる。

(3) 長女への対応

債務者本人死亡後、唯一の直系親族である長女に対して、本債務の納付を

依頼し、長女の指定する代理人弁護士を通じて、債務者本人宛の請求書、督促及び催告書を送付したところ、令和6年3月25日に、長女の代理人弁護士から、「相続放棄申述受理証明書」写しの提出を受けた。

(4) 甥（四兄の子）への対応

長女から「相続放棄申述受理証明書」写しの提出を受けたため、親族調査を行い、債務者本人の甥の所在が判明した。亡くなった債務者本人の債務償還について、相談したい旨の書面を郵送したところ、令和7年5月28日に、甥から、「相続放棄申述受理証明書」写しの提出を受けた。

(5) 本人財産について

成年後見審判及び財産保全の申立時点で、区が把握している債務者本人財産は、預貯金額 4,497 円（令和5年8月22日現在）である。生前の債務者本人収入は、年金額約8万円（1回あたりの振込額 160,809 円）であった。

また、令和5年10月30日時点で、令和5年8月から10月末までの医療費 263,997 円が未払いとなっている。なお、自宅は都営住宅であり、所有不動産ではない。

5 債権放棄の理由

債務者本人が死亡し、相続人も2名とも相続放棄を行い、債務者が不在となったため。

債務者本人は、区に対する債務の他にも負債を残して死亡しており、本人の長女及び甥は、いずれも家庭裁判所に相続放棄の申述を行っている。この他に、相続人となり得る範囲の親族はいない。確認できている本人財産は、区の債権の金額以下であり、強制執行の費用対効果は見込めない。このことから、債権回収は不可能であると判断し、「東京都板橋区債権管理条例第16条第1項第3号」により、債権を放棄する。

6 放棄決定日

令和7年12月5日

7 根拠法令

東京都板橋区債権管理条例第16条第1項第3号

東京都板橋区債権管理条例 第16条第1項第3号

（債権の放棄）

第16条 区長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価値が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける区の債権及び区以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。